

## 昭和五十三年総理府令第十号

### 公正取引委員会事務總局組織規則

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第八章の規定及び公正取引委員会事務局組織令（昭和二十七年政令第三百七十三号）を実施するため、公正取引委員会の事務局審査部第一審査長の下に考査室及び監査室を置く總理府令（昭和五十二年総理府令第四十五号）の全部を改正する總理府令を次のようく定める。

### 目次

第一章 内部部局	第一節 官房（第一条—第二条の二）
第二節 経済取引局（第三条—第七条）	
第三節 審査局（第八条—第九条）	
第二章 地方機関（第十条—第十二条）	
附則	

2 企画室は、独占禁止政策に関する基本的事項の中長期的な観点に立った企画及び立案に関する事務をつかさどる。  
3 デジタル市場企画調査室は、独占禁止政策（デジタル市場に係るものに限る。以下この項目において同じ。）に関する基本的事項の企画及び立案並びに独占禁止政策に係る経済実態（独占的状態に係るものを除く。）の調査に関する事務（企画室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

4 企画室及び企画官（企画室の所掌に属するものを除く。）の調査に関する事務をつかさどる。（企画室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。  
5 デジタル市場企画調査室に、室長を置く。

第一節 内部部局	第四条 調整課に、企画官一人を置く。
第二節 経済取引局（第三条—第七条）	2 企画官は、命を受けて、調整課の所掌事務に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務に従事する。
第三節 審査局（第八条—第九条）	（上席企業結合調査官）
第二章 地方機関（第十条—第十二条）	5 下請取引調査室は、下請代金支払遅延等防止法（昭和三十一年法律第二百二十号）の施行に関する事務のうち、報告及び検査、勧告並びに公表に関する事務をつかさどる。
附則	2 下請取引調査室は、下請代金支払遅延等防止法（昭和三十一年法律第二百二十号）の施行に関する事務のうち、報告及び検査、勧告並びに公表に関する事務をつかさどる。

7 フリークレーム取引適正化室に、室長を置く。  
（下請取引調査室並びに企画官及び上席下請取引検査官）

2 下請取引調査室は、下請代金支払遅延等防止法（昭和三十一年法律第二百二十号）の施行に関する事務のうち、報告及び検査、勧告並びに公表に関する事務をつかさどる。

第一節 内部部局	第六条 取引調査室、相談指導室及びフリーランス取引適正化室
第二節 経済取引局（第三条—第七条）	2 上席企業結合調査官は、命を受けて、企業結合課の所掌事務に関する特定事項について調査し、企画し、及び立案する事務に従事する。
第三節 審査局（第八条—第九条）	（取引調査室、相談指導室及びフリーランス取引適正化室）
第二章 地方機関（第十条—第十二条）	2 上席企業結合調査官は、命を受けて、企業結合課の所掌事務に関する特定事項について調査し、企画し、及び立案する事務に従事する。
附則	（企画室、情報管理室及び公正競争監視室並びに課徴金減免管理官及び上席審査専門官）

3 事件に係る通知の受理及び通知に関する調査に係ること。

4 前三号に係る情報、報告及び通知の管理に関する事務をつかさどる。  
5 情報管理室に、室長を置く。  
（公正競争監視室は、次に掲げる事務（上席審査専門官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。）

第一節 内部部局	第七条 取引部企業取引課に、下請取引調査室並びに企画官一人及び上席下請取引検査官二人を置く。
第二節 経済取引局（第三条—第七条）	2 下請取引調査室は、下請代金支払遅延等防止法（昭和三十一年法律第二百二十号）の施行に関する事務のうち、報告及び検査、勧告並びに公表に関する事務をつかさどる。
第三節 審査局（第八条—第九条）	2 下請取引調査室は、下請代金支払遅延等防止法（昭和三十一年法律第二百二十号）の施行に関する事務のうち、報告及び検査、勧告並びに公表に関する事務をつかさどる。
第二章 地方機関（第十条—第十二条）	2 下請取引調査室は、下請代金支払遅延等防止法（昭和三十一年法律第二百二十号）の施行に関する事務のうち、報告及び検査、勧告並びに公表に関する事務をつかさどる。
附則	（上席審査専門官）

三 事件に係る通知の受理及び通知に関する調査に係ること。

四 前三号に係る情報、報告及び通知の管理に関する事務をつかさどる。

第一節 内部部局	（上席審査専門官）
第二節 経済取引局（第三条—第七条）	2 下請取引調査室は、下請代金支払遅延等防止法（昭和三十一年法律第二百二十号）の施行に関する事務のうち、報告及び検査、勧告並びに公表に関する事務をつかさどる。
第三節 審査局（第八条—第九条）	2 下請取引調査室は、下請代金支払遅延等防止法（昭和三十一年法律第二百二十号）の施行に関する事務のうち、報告及び検査、勧告並びに公表に関する事務をつかさどる。
第二章 地方機関（第十条—第十二条）	2 下請取引調査室は、下請代金支払遅延等防止法（昭和三十一年法律第二百二十号）の施行に関する事務のうち、報告及び検査、勧告並びに公表に関する事務をつかさどる。
附則	（上席審査専門官）

第十二条		近畿中国四国事務所に、その事務の一 部を分掌させるため、支所を置く。				
名称	位置	管轄区域	県	市	島根県	岡山県
四国支所	高松市	鳥取県 島根県	県	市	山口県	
	徳島県 香川県	岡山県 広島県				
		愛媛県 高知県				

(支所)

**第十二条** 近畿中國四国事務所に、その事務の一部を分掌させるため、支所を置く。

名称	東京の三所の久和 作量より分転工場
位置	のとおりとする。
管轄区域	

中国支所	広島市	鳥取県	島根県	岡山県	広島
県	山口県				

四国支所  
高松市  
徳島県  
香川県  
愛媛県  
高知

附則(施行期日) 二〇〇〇年六月一日から施行する。

**第一条** この府令は、公有の日から施行する。  
**附 則** (昭和五四年一〇月一日总理府令)

この府令は、公布の日から施行する。

この府令は、公布の日から施行する。  
（五号）

附則（昭和五六年四月三日總理府令第一二号）

この府令は  
公有の日から施行する。  
**附則**（昭和五七年四月六日総理府令第  
九号）

この府令は、公布の日から施行する。

この府令は、公布の日から施行する。  
付 则、昭和三〇年一月一日施行

附則（昭和五九年四月一日総理府令第九号）  
この府令は、公布の日から施行する。

附則（昭和六〇年四月六日總理府令第一三号）

この府令は、公布の日から施行する。  
**附 則**（昭和六一年四月五日總理府令第

この府令は、公布の日から施行する。

附 貝（昭和六年五月二一日總理府令  
第二号）  
この府令は、公布の日から施行する。

附則（昭和六三年四月八日總理府令第  
九号）

この府令は、公布の日から施行する。  
**附 則**（平成元年五月二九日総理府令第

**二六号**  
この府令は、公布の日から施行する。  
**附 則**（平成二年六月一日总理府令第一）

（平成二年六月八日総理府令第一三号）

この府令は、公布の日から施行する。

附 則（平成三年四月一二日総理府令第一二号）  
この府令は、公布の日から施行する。

附 則（平成四年四月一〇日総理府令第一四号）  
この府令は、公布の日から施行する。

附 則（平成五年四月一〇日総理府令第六号）  
この府令は、平成七年四月一日から施行する。

附 則（平成八年五月一一日総理府令第一一二号）  
この府令は、公布の日から施行する。

附 則（平成八年六月一四日総理府令第三三号）  
この府令は、公布の日から施行する。

附 則（平成九年四月一一日総理府令第一五号）  
この府令は、公布の日から施行する。

附 則（平成九年六月一八日総理府令第三三号）  
この府令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一〇年四月九日総理府令第一四号）  
この府令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一一年四月一日総理府令第二七号）  
この府令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一二年三月三一日総理府令第三八号）  
この府令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成一二年八月一四日 平成一三年総務省令第三号）  
(施行期日)

（この中央省庁等改革推進本部令（次項において「本部令」という。）は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。（この本部令の効力）この本部令は、その施行の日に、電波監理審議会議事規則等の一部を改正する命令（平成十三年総務省令第三号）となるものとする。）

附則（平成一三年三月三〇日総務省令第五二号）  
この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

附則（平成一四年四月一日総務省令第四七号）  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一五年四月一日総務省令第七七号）  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一五年六月三〇日内閣府令第七二号）  
この府令は、平成十五年七月一日から施行する。

附則（平成一五年九月三〇日内閣府令第六八六号）  
この府令は、平成十五年十月一日から施行する。

附則（平成一六年四月一日内閣府令第三九号）  
この府令は、公布の日から施行する。

附則（平成一七年四月一日内閣府令第三九号）  
この府令は、公布の日から施行する。

附則（平成一七年六月三〇日内閣府令第八二号）  
この府令は、平成十七年七月一日から施行する。

附則（平成一七年一月四日）  
この府令は、平成十八年一月四日から施行する。

附則（平成一八年三月三一日内閣府令第三三号）  
この府令は、平成十八年四月一日から施行する。

附則（平成一九年三月三〇日内閣府令第三〇号）  
この府令は、平成十九年四月一日から施行する。

附則（平成一九年六月二十五日内閣府令第四四号）  
この府令は、公布の日から施行する。

附則（平成一九年六月二五日内閣府令第一八号）  
この府令は、平成十九年四月一日から施行する。

この府令は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則（平成二一年三月三一日内閣府令第八号）  
この府令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二一年六月三〇日内閣府令第三三号）  
この府令は、私の独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一項を改正する法律（平成二十一年法律第五十一号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

附 則（平成二一年八月二八日内閣府令第五五号）  
この府令は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）の施行の日（平成二十一年九月一日）から施行する。

附 則（平成二一年一月三〇日内閣府令第七一号）  
この府令は、私の独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十一号）の施行の日（平成二十二年一月一日）から施行する。

附 則（平成二二年四月一日内閣府令第十八号）  
この府令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二五年五月一六日内閣府令第三一号）  
この府令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二四年四月六日内閣府令第三三号）  
この府令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二五年九月三〇日内閣府令第六四号）  
この府令は、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成二十五年法律第四十一号）の施行の日（平成二十五年十月一日）から施行する。

附 則（平成二六年三月三一日内閣府令第二八号）  
この府令は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則（平成二七年三月三〇日内閣府令第二二号）  
この府令は、私の独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成

二十五年法律第二百号の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

**附則（平成二十七年四月一〇日内閣府令第三三号）**

この府令は、公布の日から施行する。

**附則（平成二八年三月三一日内閣府令第三〇号）**

この府令は、平成二十八年四月一日から施行する。

**附則（平成二九年三月三一日内閣府令第一九号）**

この府令は、平成二十九年四月一日から施行する。

**附則（平成三〇年三月三〇日内閣府令第一三号）**

この府令は、平成三十年四月一日から施行する。

**附則（平成三一年三月二九日内閣府令第一三号）**

この府令は、平成三十一年四月一日から施行する。

**附則（令和二年三月三〇日内閣府令第五九号）**

この府令は、令和二年三月三〇日内閣府令第五九号の施行の日（令和二年三月三〇日）から施行する。

**附則（令和二年九月二日内閣府令第五九号）**

この府令は、令和二年九月二日内閣府令第五九号の施行の日（令和二年九月二日）から施行する。

**附則（令和二年三月三一日内閣府令第二四号）**

この府令は、令和二年三月三一日内閣府令第二四号の施行の日（令和二年三月三一日）から施行する。

**附則（令和二年三月三一日内閣府令第二四号）**

この府令は、令和二年三月三一日内閣府令第二四号の施行の日（令和二年三月三一日）から施行する。

**附則（令和四年三月二十五日内閣府令第一六号）**

この府令は、令和四年三月二十五日内閣府令第一六号の施行の日（令和四年三月二十五日）から施行する。

**附則（令和四年一二月九日内閣府令第六四号）**

この府令は、令和四年一二月九日内閣府令第六四号の施行の日（令和四年一二月九日）から施行する。

**附則（令和五年三月三〇日内閣府令第三〇号）**

この府令は、令和五年三月三〇日内閣府令第三〇号の施行の日（令和五年三月三〇日）から施行する。

**附則（令和六年三月二九日内閣府令第三九号）**

この府令は、令和六年三月二九日内閣府令第三九号の施行の日（令和六年三月二九日）から施行する。

る。この府令は、令和六年四月一日から施行す